

# 環境配慮指針(案)

交通道路事業

河川・ダム・砂防事業

下水道事業

公園事業

港湾・海岸事業

平成19年3月

大阪府都市整備部

この「環境配慮指針（案）」は、平成14年3月策定の「大阪21世紀の環境総合計画」や平成15年3月策定の「環境配慮の大阪府庁率先行動計画」（府庁エコアクションプラン）に基づき、都市整備部が所管する事業（交通道路事業、河川・ダム・砂防事業、下水道事業、公園事業、港湾・海岸事業）において、環境との調和を図るため、都市整備部自らが事業を実施する際の「行動指針」として取りまとめたものである。

平成19年3月 大阪府都市整備部